

(公印省略)
医第3157号
令和6年10月22日

関係機関 各位

兵庫県保健医療部医務課長

令和6年度県補助事業「特定行為研修助成事業」について（ご案内）

平素より県看護行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

県では令和6年度から新たに「特定行為研修助成事業」を実施することとなりましたので、ご案内いたします。

ついては、補助金を希望される場合は下記のとおり、交付申請書を期限までに提出願います。ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

記

1. 事業名

特定行為研修助成事業

2. 事業概要

医師があらかじめ作成した手順書に基づく診療の補助行為である特定行為を行う看護師を確保するため、特定行為研修の受講を推進する。

3. 補助対象事業者

県内の医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者

4. 対象研修

特定行為研修または認定看護師教育課程（B）
（在宅・慢性期分野もしくは感染症対策分野に限る）

5. 補助金額

上限400千円（基準額800千円の2分の1）

6. その他

詳細については県ホームページや補助要綱等をご確認ください。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/tokuteikouikensyuu.html>

7. 提出期限

令和6年11月15日（金）

〔お問い合わせ先・提出先〕

兵庫県保健医療部医務課

医療人材確保班(看護指導担当) 担当 山口
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

Tel : 078-341-7711(内線3257)

Email: Masahiro_Yamaguchi@pref.hyogo.lg.jp